

第1回新潟県後期高齢者医療懇談会 次第

日時：平成21年6月4日（木）

午後1時15分～3時

場所：自治会館本館3階国保連合会会議室

1 開会

2 あいさつ

3 懇談事項

(1) 長寿医療制度の見直しについて

① 長寿医療制度の見直しの概要について 資料1

② 見直しに係る対応方針について（案） 資料2

③ 住民への広報周知について 資料3

(2) 広域連合の現在の状況について 資料4

(3) その他

4 閉会

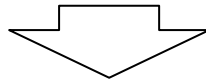
長寿医療制度の見直しの概要について

（厚生労働省保険局高齢者医療課（平成 21 年 4 月 27 日開催）
「長寿医療制度」都道府県ブロック会議資料の要約）

1 高齢者の保険料等

高齢者の保険料等については、現下の社会経済情勢等にかんがみ、以下の措置を講じる。

- (1) 平成 20 年度に均等割 8.5 割軽減であった方で、平成 21 年度に 7 割軽減となる方については、引き続き、8.5 割軽減となるようにする。
- (2) 併せて、雇用保険法改正の附帯決議を踏まえ、失業者に係る国保及び長寿医療制度の保険料軽減分に対する国庫補助について検討する。
- (3) 保険料の支払方法に関しては、社会保険料控除の取扱いを含め、今年度からの口座振替との選択制の周知を徹底する。
- (4) 保険料滞納者については、機械的に資格証明書を交付せず、きめ細かな納付相談や収納対策を行う。



※以下の国の対応については、今後の見直しの方向性のうち速やかに対応すべき課題の具体策のみを記載しています。なお国の対応の記載が無い項目については、今後、引き続き検討されることとされています。

【国の対応】

(1) について

補正予算 131 億円による国庫補助で対応、また各広域連合においては、国の補正予算成立後、確定賦課までに条例を改正するよう求めた。

(2) について

特別調整交付金による国庫補助で対応する。

(3) について

周知徹底に係る広域連合及び市町村におけるダイレクトメールなどの広報経費への補填財源として平成 20 年度補正予算に 38 億円計上した。

(4) について

5 月 20 日に「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」を示す。

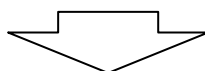
2 費用負担のあり方

安定的な財源の確保と併せて、

- ① 前期高齢者医療制度の導入により負担が重くなった健保組合等の負担軽減を図るための前期高齢者医療への公費の投入
- ② 高齢者の保険料負担が将来的に安心できる水準に維持できるようにするための長寿医療制度への公費の追加投入

について検討を進める。

また、財政状況の厳しい健保組合等の負担軽減のための拠出金の分担方法の見直しや財政支援の拡大を図る。



【国の対応】

健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担軽減を図る。
(補正予算 25 億円計上)

3 年齢のみによる区分のあり方

高齢者の心情に配慮しつつ、65歳で区分するなど年齢区分を見直す方向について、安定的な財源の確保と併せ、費用負担のあり方や国保との運営の一元化を含めた抜本的な見直しを検討する。

また、被用者保険の被保険者であった方については、被用者保険に残すこととし、併せて、被用者保険の被扶養者であった方の取扱いについて、平成22年度以降の軽減措置のあり方を含め、年末までの間に検討し結論を得る。

4 名称

「後期高齢者」や「終末期医療」といった名称は、高齢者の心情にそぐわないため見直す。

5 運営主体のあり方

広域連合について、都道府県の関与の強化を含め、保険者機能の強化等を図るとともに、同じ地域保険である国民健康保険と併せて、運営主体のあり方について検討する。

6 前期高齢者等の窓口負担割合等

70歳から74歳の高齢者の窓口負担割合(予算措置により2割への引上げを凍結)について、年末までの間に、高齢者の負担に配慮しつつ、恒久的な措置のあり方について検討し結論を得る。その際、65歳から69歳までの窓口負担割合のあり方についても検討する。

また、75歳以上の特に所得が低い高齢者の外来における自己負担限度額の大幅な引き下げや、75歳未満の自己負担限度額の引き下げについて検討する。

7 医療サービス等について

高齢者が地域や家庭で利便性の高い生活を安心して送ることができるよう、高齢者にふさわしい新たな医療サービスの提供や療養環境の確保、介護サービスとの連携、健康づくりや生活支援サービスの充実を進める。

一方、「後期高齢者診療料」や「終末期相談支援料」等の75歳以上に限定されている診療報酬体系は、名称を含めて必要な見直しを行う。

さらに、75歳以上の健康診査については、保険者の努力義務から実施義務に見直すこと等を通じて、受診率の向上を図る。

見直しに係る対応方針について（案）

1 高齢者の保険料等

（1）平成 21 年度に均等割 7 割軽減となる方については、平成 20 年度に引き続き、均等割 8.5 割軽減とする。

- 軽減後の保険料は、5,200 円とする。
- 確定賦課までに医療条例の改正を行う。

◎改正の概要

【影響規模】

- ・ 軽減対象者 約 4 万 6 千人（H21 年度保険料の均等割 7 割軽減対象者）
- ・ 軽減内容 $\Delta 5,300$ 円/年（7 割軽減（10,500 円） \Rightarrow 8.5 割軽減（5,200 円））
- ・ 軽減影響額 約 2 億 4 千万円（国が全額を補正予算で補填）

【H21 年度における均等割額 8.5 割軽減後額の取扱】

- 平成 20 年度は、特別徴収の方の 10 月以降の保険料を 0 円にするための特例措置として本来の 8.5 割軽減額より 100 円少ない 5,100 円とした。
（軽減額は全額を国が補填）

- 平成 21 年度は、本来の 8.5 割軽減である 5,200 円とする。
（軽減後額を H20 年度と同額とする場合の差額 100 円については、国の補填措置はない。）

〔計算式〕

$$\begin{array}{ccc} \text{【均等割年額】} & \text{【7割軽減額】} & \text{【納期】} \\ \text{H20: } \frac{[35,300 \text{ 円} - (35,300 \times 7/10)]}{6 \text{ 回}} = 1,765 \text{ 円} & & \text{（特別徴収 1 回あたり額）} \\ & & \frac{1,700(*1) \times 3 \text{ 回}}{6 \text{ 回}} = 5,100 \text{ 円} \end{array}$$

*1) 100 円未満端数切捨て後の額とし、4・6・8 月の特別徴収額に合わせることにした。

$$\begin{array}{ccc} \text{【均等割年額】} & \text{【8.5割軽減額】} & \\ \text{H21: } 35,300 \text{ 円} - (35,300 \times 8.5/10) = 5,295 & \Rightarrow & 5,200 \text{ 円} \end{array}$$

- (2) 失業者に係る長寿医療制度の保険料の減免については、対象となる被保険者が少ないものと想定されることから市町村国保における周知広報と併せて周知を図るとともに、適切に実施する。
- (3) 平成21年1月に対象者へのダイレクトメール（市町村）及び新聞折込チラシ（広域連合）により周知広報を実施した。
また毎月の年齢到達による新規加入者等へのチラシに記載することで継続的な周知広報を引き続き実施している。
- (4) 保険料滞納者については、当広域連合では当初より機械的に資格証明書を交付せず、きめ細かな納付相談や収納対策を実施することにより悪質なケースのみの運用を想定しているが、改めて国から示された資格証明書の運用に係る留意点等を踏まえ、懇談会及び市町村のご意見を伺い、必要により取扱要綱及び運用基準の見直しを行う。

※次ページ参照

- ◎ 「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日 厚生労働省保険局高齢者医療課長）」の概要

1 資格証明書の趣旨等

後期高齢者医療制度における保険料の収納の確保は、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要であることから、広域連合及び収納に当たる市町村においては、より一層の効果的かつ効率的な収納対策を講じることが必要である。

一方、特別の事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険料を滞納している被保険者については、資格証明書を交付する仕組みを設けたものである。

しかしながら、その運用については、機械的に行われることにより、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、制度の趣旨に留意しつつ適切に行う必要がある。

2 保険料の収納対策について

保険料を滞納している被保険者については、滞納の初期の段階から以下のきめ細かな収納対策を効果的かつ効率的に行い、保険料の収納の確保に努めること。

- ①文書による催告のみではなく、電話や訪問による納付相談を行う。
- ②保険料の分割納付、減免・徴収猶予等の活用を含めた納付計画を被保険者とともに作成し、適切な収納に結びつける。
- ③短期証の交付を繰り返し行う。
- ④十分な収入、資産等があるにもかかわらず、保険料を納めない被保険者については、滞納処分を行う。

3 資格証明書の運用について

(1) 基本的な考え方

広域連合は、保険料を滞納している被保険者が、納期限から 1 年を経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき法令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該被保険者に対し被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付する。

(2) 入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のある被保険者についての対応

入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受ける予定のあ

る被保険者については、その収入、生活状況、診療等の内容を勘案し、仮に資格証明書を交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となり、必要な医療を受ける機会が損なわれるおそれがあると認められる場合には、特別の事情があると認めることが適当であること。

なお、単に入院又は継続的な通院等により診療等を受けている、又は受けようとする旨の予約のあることのみをもって、当該特別の事情があると認められるものではないこと。

(3) 保険料の分割納付または保険料の減免、徴収猶予の適用を受けている被保険者への対応

各広域連合においては、市町村と連携し、保険料の分割納付や条例の規定に基づく保険料の減免・徴収猶予を活用した収納対策を行っており、これらの措置の適用については、特別の事情と同様、災害等により現に保険料を納付することができないと認められることが要件となっていることから、これらの措置が適用されている被保険者については、原則として、その適用をもって特別の事情があると認めることが適当であること。

(4) 所得の少ない被保険者への対応

保険料の被保険者均等割額が軽減されている、高額療養費の低所得者Ⅰ又はⅡの区分に該当する等、所得の少ない被保険者については、仮に資格証明書を機械的に交付した場合、医療費の全額を一時的に負担することが困難となる可能性がある。

したがって、これらの被保険者については、保険料の被保険者均等割額の7割、5割、2割の軽減措置や所得割額の5割の軽減措置に加え、平成21年度から、特に所得の少ない方に対する被保険者均等割額の9割軽減措置も新たに講じられる中で、各般の収納対策を適切に講じるとともに、特別の事情の有無の判断を適切に行うこと。

【均等割】

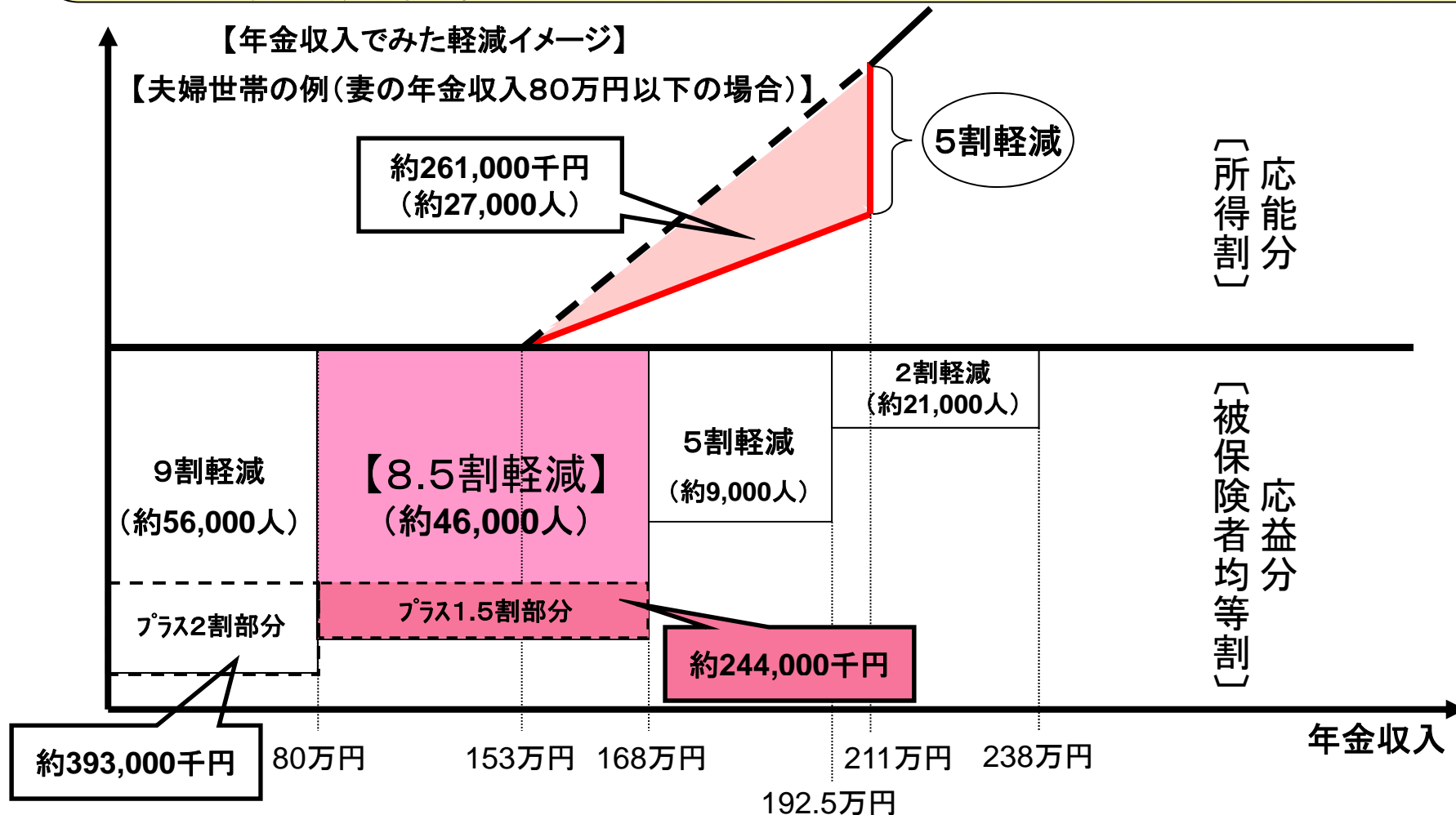
- 均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下（その他各種所得がない）の場合に9割軽減する（当広域連合は年額で3,530円）。
- 平成21年度においては、均等割の7割軽減を受ける方を一律8.5割軽減とする。

【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には年金収入153万円から211万円まで）について、5割軽減する。

【年金収入でみた軽減イメージ】

【夫婦世帯の例(妻の年金収入80万円以下の場合)】



均等割額 8.5 割軽減額の取扱について（参考例）

○ 平成 20 年度の均等割額 8.5 割軽減後の保険料

【特別徴収の場合】

(単位：円)

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月	合計
年金	年金	年金	納付 なし	納付 なし	納付 なし	—
1,700	1,700	1,700	0	0	0	5,100

※当初均等割額 7 割軽減における 1 回あたりの保険料が 1,700 円

○ 平成 21 年度の均等割額 8.5 割軽減後の保険料

【特別徴収の場合】

(単位：円)

4～6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	12 月	2 月	合計
納付 なし	納付書 口座振替	納付書 口座振替	納付書 口座振替	年金	年金	年金	—
0	1,200	800	800	800	800	800	5,200

広報周知について

	普通徴収の対象者の拡大 (納付方法の選択自由化)	保険料の軽減措置 (H21年度の追加軽減内容)
政府広報	【新聞広告】 平成21年1月17日(土)	
	※ 平成21年度については、内閣広報室と調整中 ※ その他、制度に対する理解の醸成の一環として、 ① YouTube(ユチューブ)への動画を配信(H21.5.1) ② リーフレットの作成(H21.7月頃)	
広域連合 広報	【新聞折込チラシ】 平成21年1月13日(火)	【新聞紙面広告】 平成21年7月上旬
	平成21年3月25日(水) (保険料の軽減、納付方法も併せて掲載)	
	【ガイドブック・小冊子】 平成21年3月下旬 (平成21年度版の制作・配布)	【小冊子】 平成21年7月下旬 (保険証一斉更新時に改訂版小冊子を同封)
	【ホームページ】 情報の随時更新 平成21年1月から閲覧支援機能(文字の拡大、音声読み上げなど)を追加	
市町村広報	【ダイレクトメール】 年齢到達者等への随時の通知の際にチラシに説明 7月の保険料決定通知にチラシを同封予定	【広報誌】 7月号への掲載を予定 【ダイレクトメール】 保険料決定通知にチラシ同封予定

【参考】

平成20年度の広報実績

広報内容	時期又は規模
ホームページ	随時更新 H21.1月：文字拡大、音声読み上げなどの閲覧支援機能を追加
小冊子 (10万部) 変型判 24頁	H21.3月 県内医療機関、関係団体、市町村へ配布
ガイドブック (10万部) A4判カラー 24頁	H21.3月 県内医療機関、関係団体、市町村へ配布
制度広報チラシ (約38万部) A4判カラー	H20.07下旬：被保険者証更新時広報チラシ H20.08.28：県内の社会福祉協議会、老人クラブへ配布
市町村広報誌	H20.05月から原稿提供（合計6回）
新聞折込パンフ（朝日、読売、毎日、産経、日経、日報） ※未購読者は市町村窓口配布	H20.07.18-19(保険料納付方法変更)：県内約78万部折込 H20.08.08(保険料追加軽減)：県内約78万部折込 H21.01.13(保険料納付方法変更)：県内約78万部折込 H21.03.25(平成21年度の保険料納付方法)：県内約78万部折込
ポスター (5千部)	H20.06中旬：被保険者証更新周知用ポスター ※国保連と共同制作 医療機関（約4000箇所）、市町村へ配布
新聞広告	H20.04.01(長寿医療制度施行のお知らせ)：3段カラー広告（日報） H20.07.01(保険料額決定通知送付・被保証更新のお知らせ) ：半3段広告（日報、朝日、読売、毎日） H20.07.08(保険料納付方法変更のお知らせ) ：半3段広告（日報、朝日、読売、毎日） H20.09.15(制度創設の趣旨・被用者保険被扶養者だった方は10月から保険料負担・特別対策)：新潟日報ささえーるプレス【記事&広告】 H21.03.12(平成21年度の保険料について)：新潟日報ささえーるプレス【記事&広告】
医療フォーラムに相談ブース設置	H20.06.21:Teny 医療の広場メディカルセミナー(長岡市リリックホール) H20.07.06:Teny 医療の広場メディカルセミナー(新潟市ネクスト21)
事務局職員派遣説明会	13箇所 参加人数約1,500人
住民説明会用資料 (パワーポイント)	H20.05.30：市町村へメール配信

広域連合の現在の状況について

1. 被保険者数の推移

(単位：人)

	被保険者数 A (平成 20 年 4 月 1 日現在)	被保険者数 B (平成 21 年 4 月 1 日現在)	増減 (率) B - A
男性	1 1 8, 9 4 5 (37%)	1 2 1, 3 8 4 (37%)	2, 4 3 9 (2.1%)
女性	2 0 1, 9 8 4 (63%)	2 0 6, 5 8 2 (63%)	4, 5 9 8 (2.3%)
合計	3 2 0, 9 2 9	3 2 7, 9 6 6	7, 0 3 7 (2.2%)

注：全国では約 1,300 万人 (平成 20 年 4 月 1 日)

2. 保険料賦課状況

	均等割額	所得割率
保険料率	35,300円	7.15%

【参考】平成 20 年度保険料賦課状況 (平成 21 年 4 月 1 日決定)

- ・ 1 人当たり平均保険料額 41,699円
- ・ 賦課決定被保険者数 342,518人 (死亡者、転出者含む)

	均等割の軽減内訳					所得割 5割 軽減
	2割 軽減	5割 軽減	7⇒8.5割 軽減	被扶養 者軽減	合計	
軽減総額 (千円)	144,010	162,786	3,001,548	2,609,660	5,918,004	260,467
軽減対象者数 (人)	20,398	9,223	99,389	77,819	206,829	26,584
同上構成率 (%)	6.0%	2.7%	29.0%	22.7%	60.4%	7.8%

3. 窓口負担割合別の被保険者数

(単位：人、%)

	被保険者 総数	1割負担		3割負担	
		人数	構成率	人数	構成率
平成 21 年 4 月 1 日	327,966	312,804	95.4%	15,162	4.6%

※後期高齢者医療毎月事業状況報告書 (事業月報) A表より

4. 医療費等の給付について

(単位：千円)

	療養給付費等 (保険医療機関等 への支払)	各種療養費 (被保険者 への支払)	葬祭費 (5万円/件)	合計
平成 20 年度 支払実績 A (4 月診療～2 月診療)	188,624,599	1,265,697	821,550	190,711,846
計画 (予算) 額 B	202,961,561	1,402,248	969,150	205,332,959
予算残額 B - A	14,336,962	136,551	147,600	14,621,113

☆一人当たり給付費の比較

	平成 20 年度 計画 < b >	平成 20 年度 決算見込 < a >	決算見込の計画に対 する比率 (a / b) × 100
被保険者数 (見込) (人)	3 2 9 , 0 7 4	※H21.4.1 時点 3 2 7 , 9 6 6	9 9 . 7 %
一人当たり給付費 (円/人)	6 2 0 , 8 2 2 (6 7 7 , 2 6 0)	5 8 1 , 4 9 8 (6 3 4 , 3 6 1)	9 3 . 7 %

注：() 内は 12 ヶ月換算値

5. 保健事業の実施状況

【平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月受診分】

	被保険者数 A	実施計画人数 B	受診者数 C
人数 (人)	3 2 0 , 9 2 9	8 2 , 2 0 4	6 5 , 0 7 6
受診率 (%)	$(C/A) \times 100$ 2 0 . 3	$(C/B) \times 100$ 7 9 . 2	

6. 保険料の収納状況

(1) 保険料の収納率

(単位：千円、%)

	期割額	実収納額	収納率	未納額
合計 (普徴+特徴)	14,260,447	14,102,790	98.9	157,657

注：市町村からの提供データのうち 4 月 6 日までの収納状況により作成

(2) 保険料の滞納状況

(単位：人、%)

期別	期割人数 A	収納人数 (一部納付含む)B	差引 C (A-B)	割合 C/A
普徴 7 月期	50,769	49,363	1,406	2.8
普徴 8 月期	53,552	52,077	1,475	2.8
普徴 9 月期	66,664	64,903	1,761	2.6
普徴 10 月期	55,141	53,516	1,625	2.9
普徴 11 月期	57,922	55,962	1,960	3.4
普徴 12 月期	59,996	57,894	2,102	3.5
普徴 1 月期	61,973	59,582	2,391	3.9
普徴 2 月期	62,747	59,536	3,211	5.1
普徴 3 月期	65,510	58,351	7,159	10.9
計	534,274	511,184	23,090	4.3

注：市町村からの提供データのうち 4 月 6 日までの収納状況により作成

収納人数 (一部納付含む)：各月の期割に対して、1 円以上の納付がある人数